

発 言 者	会議経過（議事の要旨） 議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
金子参事	1 開会 開会を宣する。
齋藤会長	2 あいさつ 齋藤会長から、あいさつがなされる。
	3 議題 (当会議設置要綱第5条第2項により、会長が議長を務める。)
事務局（千葉）	(1) 前回会議の会議結果について 当日配布資料1に基づき、第15回会議の検討結果について説明を行った。
齋藤会長	事務局の説明が終了した。「前回会議の検討結果について」御意見があればお願いしたい。 (質疑なし)
事務局（千葉）	(2) 住民投票条例に規定すべき事項に関する具体的検討Ⅲ ①-1 投票結果の尊重について 事前に配布した資料1に基づき説明を行った。
齋藤会長	法的に市長や議会の権限を縛る規定にすることは難しいということなので、「尊重する」という取り扱いでやむを得ないと考えるが、皆さんの御意見をお願いしたい。
A委員	条例に強制的な文言を入れる必要はないが、法律の範囲内であれば、投票結果の実現に向けて最大限努力すべきだと考える。
B委員	「尊重する」という表現に形容詞を付けない方がよい。例えば、「最大限尊重

	<p>する。」とすると、場合によっては尊重しなくてもよいというように解釈される恐れがある。</p>
C委員	<p>たくさんの署名を集めて住民投票を行ったのに、「尊重」するだけで投票結果に従ったまちづくりが行われなことがあると、住民投票制度を作る意味があるのか考えてしまう。</p>
B委員	<p>そういう場合はリコール運動に発展するのではないか。</p>
D委員	<p>住民投票の結果を無視すると、リコールや次の選挙で票が入らないという結果になるのだから、取り扱いについては「尊重」という規定でよいと考える。</p>
B委員	<p>住民投票は軽々しく実施できないものなので、「尊重」という規定でもその効力は重いと考える。蓮田市との合併は住民アンケートであったが結果が尊重された。</p>
C委員	<p>投票結果の方向に沿ったまちづくりができない時には話し合いの場を持たなければならないということにしてもよいのではないか。</p>
齋藤会長	<p>各委員からたくさんの御意見を出していただいた。これらの意見を踏まえ「投票結果の取り扱い」については、市長、議会には投票結果を重く受け止めてもらうこととするが、条例上の規定は「尊重」とするということがよいか。</p> <p>(異議なし)</p>
齋藤会長	<p>①-2 尊重義務者について</p> <p>投票結果の尊重義務者には「市民」も入ると思われるが、皆さんの御意見を伺いたい。</p>
E委員	<p>当然に「市民」にも尊重義務はあると思う。</p>

F委員	会長と同じように「市民」も尊重義務者に入れるべきだと思う。
C委員	「市民」も尊重義務者に入れるべきだと思う。
G委員	当然に「市民」も尊重義務者に入れるべきだと思う。なぜ、入れていない市町があるのか知りたい。
H委員	請求した本人なのだから尊重して当たり前という考え方ではないか。私も「市民」を尊重義務者に入れるべきだと思う。
D委員	「市民」も尊重義務者に入れるべきだと思う。
A委員	「市民」は尊重義務者に入れないほうがよいと思う。 市長、議会には権限があるのだから、それらの人が投票結果を尊重することは当然である。しかしながら、市民については、結果的に投票結果が生活に影響してくるとしても、「尊重義務」を負わせるのは行きすぎだと思う。同一事案の再請求の期間の制限のところで縛ればよいのではないかと考える。
B委員	市長、議会、市民を相互のパートナーとして、協働のまちづくりをして行こうという中で、「市民」だけ投票結果に対する部分から抜け落ちるということは問題があるのではないか。市民を尊重義務者として入れることで、市長や議会が投票結果をうまく尊重してくれない時に、市民が実現を促すことができるのではないか。
I委員	市民が住民投票を請求することがあることを考えると、市長、議会だけでなく市民も皆で結果を尊重することにした方が、市のありかたとしてよいのではないか。
A委員	住民投票は市長でも議会でも請求できる。市民から請求された住民投票結果を尊重しなければならないということであれば納得できるが、市長や議会が請

	<p>求した投票の結果を全て市民に尊重させるというのは疑問である。</p>
G委員	<p>誰が請求したとしても、市民が投票して決定に参加した結果なので市民にも尊重義務があった方がよい。</p>
A委員	<p>当然に、市民も投票結果を尊重するべきであると考えるが、あえて条例に「市民も尊重する」と入れるべきなのかについては疑問である。</p>
C委員	<p>投票結果を尊重する「市民」は、個人だけでなく市内で活動する団体も想定した方がよいのではないか。</p>
齋藤会長	<p>「尊重義務者」については、各委員から出された意見を踏まえて作業部会で再検討を行うこととしてよいか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
事務局（千葉）	<p>②-1 住民投票の成立要件について 事前に配布した資料2に基づき説明を行った。</p>
齋藤会長	<p>事務局の説明が終了した。まずは「住民投票の成立要件」について御意見を お願いしたい。</p>
H委員	<p>50%の投票率で過半数の得票でも、全体の25%である。住民投票は、選挙と違い「イエス」又は「ノー」の判断なので、本当はもっと高い基準であった方がよいと考えるが、成立要件は最低でも投票率50%以上の投票率が必要であるとする。</p>
D委員	<p>合併のアンケートの時は60%以上の回収率であったように、市民は自分達に関することであれば投票に行くと思うので、住民投票の成立要件としては、投票率50%以上がふさわしいと考える。</p>

G委員	<p>成立要件の基準の数字を決めることは難しいが、他市町でも過半数というところが多いのは、それなりの合理性があると考えられるし市民の理解も得やすいと思うので、成立要件は50%以上がよいと考える。</p>
E委員	<p>請求要件が1/4や1/5となるとすると、成立要件を過半数とするのは厳しいので、1/3以上がよいと考える。</p>
C委員	<p>市長選挙でも投票率が50%に達しなかったことから、成立要件が投票率1/2以上では厳しいが、1/3では低いと思うので、40%以上がよいと考える。</p>
F委員	<p>住民投票には重要かつレベルの高い事項が付されると思うので、ある程度の投票率がないと本来の意味が薄れてくる。成立要件は50%程度が良いと考える。</p>
I委員	<p>成立要件は、請求要件、請求資格がどのような内容となるかによって変わってくるのではないかと考える。</p>
A委員	<p>住民投票とは重要なものなので、成立要件は少なくとも投票率50%以上が必要であると考えます。</p>
I委員	<p>請求要件となる必要署名数のハードルは下げるべきだという意見が多かった。成立要件は、請求要件との整合性を勘案して1/2とするのか1/3とするのか考えた方がよいと思う。</p>
J委員	<p>市の有権者の意識はまだ高くないと思われるので、成立要件を高くすると成立しない住民投票が多くなってしまわないかと思う。よって、成立要件はいらないと考える。</p>
齋藤会長	<p>各委員からたくさんの御意見を出していただいた。「成立要件」については、これらの意見を踏まえて作業部会で再検討を行うこととしてよいか。</p>

	(異議なし)
H委員	<p>②-2 開票の有無について</p> <p>少数意見を尊重しなければならないと思うが、住民投票が成立しなかった場合は開票しない方がよい。</p>
G委員	開票の有無は条例に規定しなければならないのか。
事務局（千葉）	開票の有無を投票率等により市長、議会が決めるということになるとそこに裁量が生じるので決めておいた方がよい。
G委員	不成立となった場合でも投票結果を知りたいので、開票した方がよいと考える。
B委員	「投票率50%以上で成立とする。ただし投票率40%以上の場合は開票する。」という規定をすることも考えられる。
A委員	市長や議会から出された住民投票の請求（発議）では、市民感覚からかけ離れた内容のものが出てくることがあるかもしれない。その投票の投票率が成立要件に満たなかった場合、なぜそのような結果となったのかを検証した方がよいので開票した方がよい。
E委員	住民投票は、市民がたくさんの署名を集めて実施されるものであり、また、実施には財政支出が伴うものであることから、開票するべきである。
F委員	住民投票が不成立であった場合は、それが全ての結果となるので開票しない方がよい。
I委員	再請求の期間の制限など、他の事項の内容を踏まえて検討するべきである。

B委員	投票の結果を重いものとするためにも開票作業を行わない方がよい。
齋藤会長	各委員からたくさんの御意見を出していただいた。「成立要件」については、これらの意見を踏まえて作業部会で再検討を行うこととしてよいか。
事務局（千葉）	③-1 同一事案の再請求について 事前に配布した資料3に基づき説明を行った。
齋藤会長	事務局の説明が終了した。御意見をお願いしたい。
H委員	誰が、前に住民投票を実施したものと同一内容だと判断するのか。
事務局（千葉）	市長が判断することになると思う。
H委員	一定以上の署名を集めたにもかかわらず、市長の判断で住民投票を実施しないこともできるというのは疑問である。
B委員	住民投票が成立したのに、再度、住民投票の請求をすることがあるだろうか。
F委員	住民投票が成立した場合でも、結果とは反対の考えを持っていた人が請求する場合も考えられる。
事務局（千葉）	他市町の規定で、住民投票が不成立であったものについては同一事案の再請求の制限から除外されている。
B委員	成立した投票結果を尊重するためには、制限する期間も必要である。
A委員	住民投票が無効となった場合には、何回でもチャレンジできるようにすべきである。

C委員	<p>住民投票の実施に必要な署名数を集められるのであれば、成立した住民投票と同様の内容であったとしても、制限期間を設けずに請求できてよいのではないか。ただ、市長や議会からも請求できるのでよく検討する必要がある。</p>
I委員	<p>再請求の制限を規定しない方が参画の考えに合っているのではないか。</p>
A委員	<p>市民も投票結果を受け止めなければならないと考える。たとえ、その結果に不満があったとしても、住民投票が成立した結果なのだから2年間くらい我慢する期間があってもよい。</p>
G委員	<p>再請求の期間を制限するのは、住民投票が有効に成立することが前提である。住民が投票に参加して皆で決めたことは尊重すべきだと思う。署名を集めたりするのに1年くらいかかるとして、プラス1年間くらいは再請求できなくてもよいのではないか。他市町の事例でも2年間というところが多く妥当ではないか。</p>
H委員	<p>制限する期間が2年というのは行政側の都合のような気がするので、その期間が妥当なのかは疑問である。2年ではなく3年でもよいのではないか。</p>
B委員	<p>住民投票という重い結果を尊重する期間としては、2年間くらいは必要でないか。</p>
齋藤会長	<p>同一事案の再請求についても、各委員からたくさんの御意見をいただいた。</p> <p>議論の結果、住民投票が不成立の場合を除き同一事案の再請求を制限する期間について規定することについては了解が得られた。また、制限期間については、2年くらいが妥当ではないかということでおおむねの理解が得られたということによいか。</p> <p>(異議なし)</p>

齋藤会長	4 その他 事務連絡について、事務局に説明を求める。
事務局（千葉）	次回会議の日程及び前回会議の会議録について説明、依頼を行った。 (質疑なし)
齋藤会長	5 閉会 閉会を宣する。